

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会 地区社会福祉協議会
高齢者福祉基金造成交付金交付要綱

(目的)

第1条 この交付金は、亡 小池きよ子氏の遺志を継ぎ、箕輪町の高齢者福祉事業に資する地区社会福祉協議会の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により繋がりの薄くなった高齢者同士の関係を再構築するなど、地区社会福祉協議会を基盤として地区住民自らが地域の高齢者福祉課題を解決するため、創意工夫し企画した事業に要する経費に対して、充当できるよう基金造成するための交付金を予算の範囲内で交付することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 箕輪町内の地区社会福祉協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業は、地区の状況にあわせた高齢者福祉事業に対して計画的に役立てるため、「地区社会福祉協議会高齢者福祉基金」として他の預貯金と別に管理する基金の設置を行うものを交付の対象とする。

(充当対象事業)

第4条 基金の充当が可能となる事業は、次のアからウのすべてに該当する事業を対象とし、概ね10年以内に充当を終了するものを対象とする。

- ア 高齢者福祉事業に関して自主的に実施する事業
- イ 公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業
- ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない事業

(交付金額)

第5条 交付金の額は、地区社会福祉協議会1団体あたり100万円を限度とする。

(交付期間)

第6条 交付金の交付は、令和5年度とする。

(交付申請及び請求)

第7条 交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記載し、箕輪町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(事業報告)

第8条 交付金の交付を受けた者は、事業報告書(様式第2号)により、基金の設置状況等の報告を行わなければならない。また、地区社会福祉協議会会長会において、各年度の充当計画及び前年度の充当結果を報告するとともに、会長は必要に応じて充当した事業に関する帳簿類等を確認するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 会長は、交付金の交付を受けた者が虚偽その他の不正な手段によって交付金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 会長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金が既に交付されているときは、その全額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。